

所得秘匿工作罪の故意*

橋本裕藏^{*1)}

The “Willfulness” Requirement of Criminal Structuring Currency Transactions

Yuzo HASHIMOTO

ABSTRACT

On September 23, 1994, the United States Congress enacted the Money Laundering Suppression Act, which effectively overruled the holding of the United States Supreme Court in *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (U. S. January 11, 1994). The purpose of this enactment was especially to combat against drug money. The Money Laundering Control Act of 1986, which was codified as amended at 31 U. S. C. §5324 (1988 & Supp. IV 1992), explicitly prohibits an individual from structuring a financial transaction to evade a currency transaction report requirement, and imposes criminal penalties on individuals who “willfully” violate this prohibition.

In *United States v. Scanio*, 900 F. 2d 485 (2d Cir. 1990), the United States Court of Appeals for the Second Circuit held that the government need not prove that the defendant had knowledge of the reporting requirement law to satisfy the “willfulness” requirement of 31 U. S. C. §5322. In 1993, ten circuits, including the Second Circuit, held that a criminal violation of Section 5324 could be established without proof that the defendant knew that evading the reporting requirement was a crime.

In *United States v. Aversa*, 984 F. 2d 493 (1st Cir. 1993) (en banc), however, the First Circuit considered the state of mind required for a “willful” violation under §5322, and held that a “willful” action is one committed in violation of a known legal duty or in consequence of a defendant’s reckless disregard of such a duty. The Court granted certiorari to resolve a conflict in the Courts of Appeals concerning the willfulness required under §§5322, 5324.

In *Ratzlaf*, the Court examined the requirement that the government must give proof in order to convict the defendant for “structuring” currency transactions — i. e., breaking up a single transaction above the reporting threshold into

*1) 放送大学助教授 (社会と経済)

two or more separate transactions – for the purpose of evading a financial institution’s reporting requirement. *Ratzlaf* did establish a high standard for the “willfulness” requirement.

In *Cheek*, 498 U. S. 192 (1991), the Court held that to establish a “willful” violation of failing to file income taxes and attempting to evade federal income taxes, the government must prove that defendant acted with the intent to break the law. In *Ratzlaf*, the Court concluded that *Cheek*’s definition of willfulness, which previously had been applied in criminal tax evasion cases, also was the appropriate standard for determining the requisite intent for criminal violations of the currency reporting statutes. The Court based its decision on two principles, uniformity and fundamental fairness.

This paper analyzes the “willfulness” requirement of criminal structuring currency transactions in light of the Court’s decisions.

I 序

アメリカ合衆国議会はマネーロンダリング規制法(1986)¹⁾を改正し、1994年9月マネーロンダリング禁止法²⁾を制定して、合衆国最高裁判所が*Ratzlaf*³⁾で示したwillfulness基準を否定する立場を具体的に示した⁴⁾。この改正の狙いは、10,000ドル以上の通貨取引に伴う報告(currency transaction report) (CTR)義務違反罪の成立要件を実定法上緩和することにあるとみてよい。ただし、*Ratzlaf*のwillfulness基準によれば、CTR義務違反行為者には当該行為が法律に違反しているということの認識が必要であるとされ、訴追側はこの点につき被告人に当該行為が法律に違反していることの認識があったことを証明しなければならないからであった⁵⁾。

だが、他方、*Ratzlaf*基準を採らないと無辜の者にとっては、厳しい対応が求められることになる。すなわち、資金隠しやマネーロンダリングの目的が無くてもCTR義務に違反するstructuringを行う場合があるからである⁶⁾。だが、合衆国議会はかかる法改正に出た。この背景には、いわゆるdrug money等に関わる汚い金を金融機関を通してきれいな金に換えるマネーロンダリングと対決しなければならないという強い決意があったとみてよい⁷⁾。これを実現するには、マネーロンダリングにつながる可能性があるCTR義務違反行為たるstructuringの訴追を著しく困難にした1994年の合衆国最高裁判所の*Ratzlaf*判決が障害となっていた。はたして、合衆国議会の選択はその狙いを実現できるのか。また、適正手続きの保障との関連で問題は無いのか。この点がいま問われなければならない。本稿では、まず、CTRの法規制の系譜を概観し、ついで合衆国連邦控訴裁判所の法状況及び合衆国最高裁判所のそれを確認したうえで、この間の出発点である合衆国最高裁判所の*Ratzlaf*判決⁸⁾を軸に若干の問題点について検討を加えることとする。

II CTR法規制の系譜

1970年合衆国議会は巨額の金員に関する活動、就中、銀行取引等から犯罪行為の有罪証

拠となりうる資料が入手可能であるとみてThe Bank Secrecy Act of 1970⁹⁾を制定し銀行等に対して10,000ドル以上の通貨取引につき政府(The Secretary of Treasury)にその情報を提供すべき旨を定めた¹⁰⁾。だが、この法律では預金者の側が預入額を10,000ドル未満の取引に分割し、銀行等のする政府への報告を回避する行為(structuring)については何ら規定するところではなかった¹¹⁾。すなわち、structuring行為それ自体は犯罪とされてはいなかった¹²⁾。そこで、1987年合衆国議会は法律の抜け穴を埋めるべく§5324を制定し¹³⁾、この報告義務を免れるためにするstructuring行為自体を犯罪とした¹⁴⁾。だが、§5322(a)のwillfullyの内容についてはいぜんとして連邦控訴裁判所の間で理解に違いが見られた¹⁵⁾。このような状況下で下されたのが1994年の合衆国最高裁判所のRatzlaf判決¹⁶⁾であった¹⁷⁾。

III 連邦控訴裁判所の法状況

端的に willfulness の解釈について見てみよう。これには概ね三つの異なる見方がある¹⁸⁾。

すなわち、第一は willfulness要件はCTRを免れるために一回にする預金等の額を10,000ドル未満に分割することの認識を意味するのであり、したがって、訴追側は当該被告人に、銀行等の金融機関が当該預金に関して政府に所定の報告をしないで済む結果となることを知って当該structuring行為に出たことの認識があったことを証明すればstructuring罪についての有罪証明は尽くされたとする立場である¹⁹⁾。第二は、willfulnessがあると認められる行為とは既知の法律上の義務(known legal duty)に違反する行為、又は行為者の不注意(reckless)で斯かる義務を認識しなかったことからする当該義務違反行為だとするものである²⁰⁾。第三は、willfulnessを伴うstructuring禁止違反罪で被告人を有罪とするためには、政府は被告人に行為時に当該行為が不法(unlawful)であることの認識があったことを証明しなければならないというものである²¹⁾。

第一の立場を採用のものとして、銀行等にCTR義務を免れさせるためstructuring行為を行った事例において9の連邦控訴裁判所²²⁾は§5322のwillfulness要件を充足するのに行為者にstructuring行為が違法(illegal)であるとの認識は不要であると判示していた²³⁾。例えば、前掲*United States v. Scanio*, 900 F.2d at 489では*Lambert v. California*, 355 U.S.225 (1957)に基づき、purposeful and intentional actionには法の不知は抗弁とならずの法原則が確立していると判示された。

第二の立場、すなわち、willfulnessがあると認められる行為とは既知の法律上の義務に違反する行為、又は行為者の不注意で斯かる義務を認識しなかったことからする当該義務違反行為だとの立場を採用のものとしては、第一巡回連邦控訴裁判所の*Aversa*があげられる²⁴⁾。*Aversa*で併合審理された*Donovan*²⁵⁾の事実は要旨次のようなものである。すなわち、被告人は銀行に勤務する者であるが、友人名義の銀行預金を扱うに当たり、その預金額が総額237,000ドルであるのにCTRをしなかったという理由で、§§5313, 5322違反で起訴された²⁶⁾。被告人はこの銀行のためCTRを処理する立場にあったが、諸般の事情からこの預金についてはCTRの適用除外に当たると判断し報告を要しないと考えCTRを行わなか

ったという事情があった²⁷⁾。他方、*Aversa*²⁸⁾の事実は要旨次のようなものである。すなわち、被告人は土地を売って得た代金を預金するに当たり、疎遠になっていた妻にこの収入を知られないために、CTRを要する10,000ドル未満に structuring して預金を行ったとして §§ 5324, 5322で起訴された²⁹⁾。だが、被告人は銀行等にCTR提出義務があることは認識していたが、自己が structuring 行為を行うこと自体が犯罪となるということは認識していなかったと主張し、法の錯誤 (mistake of the law) を抗弁として主張した³⁰⁾。だが、両公判裁判所は各被告人を有罪とした³¹⁾。両事件が大法廷の併合審理に付された控訴審で被告人等は、§5322の willfulness 要件は被告人に犯罪を犯す意図があったことの証明責任を政府に課しているから法の錯誤は抗弁となりうると主張した³²⁾。

第一巡回連邦控訴裁判所は要旨次のように判示して第一事実の被告人の有罪を確認し、第二事実の被告人の有罪を破棄した³³⁾。すなわち、まず、§5322の willfulness の解釈につき、考えられるものとして四つの定義を示した³⁴⁾。第一は、被告人は自己の行為それ自体と、行為事情の中身を認識していれば willfulness 要件にかけるところはないというものであり、第二は、被告人には行為時に自己の行為が犯罪となることの認識がなければならないというものであり、第三は、被告人には報告義務を定めた諸規定に関しては自己の行為が犯罪となることの認識が必要であるが、他の規定に関してはこの認識を要しないというものであり、第四は、被告人には行為時に structuring 行為が犯罪となることの認識があるか、又は自己の行為が犯罪となるという事実につき reckless disregard 又は deliberate blindness がなければならないというものである³⁵⁾。

第一巡回連邦控訴裁判所は第四の定義を採用し他を排斥した³⁶⁾。その理由は、第一の定義は willfulness という法律上の文言を一般故意 (general intent) と同義語と解釈しているので法律の狙いを無視することになり、第二の定義では法の錯誤をすべて抗弁として認めることになり、deliberate ignoranceは免責事由とはならないという一般原理に反することになり、第三の定義では一個の条文の中で一つの文言に異なる定義を認めることになる、という点にある³⁷⁾。かくして、第一巡回連邦控訴裁判所は§5322違反で被告人を有罪とするためには、訴追側は被告人にCTR義務を免れさせる行為が犯罪となることの認識があったこと、又はこの認識を欠いたことにつき過失があったことを証明しなければならない旨判示し³⁸⁾、第一の被告人については、被告人が依拠したすべての抗弁事由について公判裁判所の陪審説示は適法且つ適切に行われていたという理由で被告人の有罪判決を確認した。だが、第二の被告人については、 structuring 罪での有罪を支えるには、被告人にその法の錯誤抗弁を主張する機会が提供されていなかったという理由で被告人の有罪判決を破棄すると結論した³⁹⁾。

*Aversa*の法の重みは大きい。すなわち、もとより *Aversa* では二つの事実について判断が示されたのだが、さらに二つの法律判断が示されていることに注目すべきである。つまり、第一事実については、CTR義務を認識してはいるが、当該金員については適用除外に当たると考えたことに周到さを欠いた事実がある。この事実は *Cheek* の有罪部分を支えた理由付けにつながる。つまり、自己の収入が連邦租税法上の給与には当たらないと勝手に考えて申告をしなかった点については、willfulnessの要件に欠けるところはないと判示されていたのがそれである⁴⁰⁾。これは、いわゆる回避可能な禁止の錯誤の一類型に属するものと

見てよい。そうして、第一事実には無辜の行為を犯罪とする超過的主観的要素についての問は出されていない。だが、第二事実にはこれがある。すなわち、第二事実の被告人は現実には structuring 行為を行っている。だが、その目的は、高額収入を妻に知られたくないという点にあるのであって、この高額預金の事実を政府に知られたくない、つまり政府に秘匿するという意図、加えていえばマネーロンダリングの意図は見られなかった。ここに錯誤の問は生じていない。ここで問われたのは無辜の行為を犯罪とする超過的主観的要素の問であった。この問に対して、第一巡回連邦控訴裁判所はこの超過的主観的要素の証明が十分ではないとして被告人の有罪を破棄したのである。この法が *Ratzlaf* で発展させられたと見るのが正しいであろう。

さて、その *Ratzlaf* 法、すなわち、第三の立場について検討を加えることとする。

IV Ratzlaf

1. Ratzlafの事実の概要⁴¹⁾。

申請人 *Ratzlaf*⁴²⁾は10,000ドル以上の通貨取引 (currency transaction) に付き金融機関に課されている連邦財務長官 (The Secretary of Treasury) へのCTR義務を免れさせるため、structuring⁴³⁾を行ったとして31 U.S.C. §5322 (a)⁴⁴⁾, §5324 (3)⁴⁵⁾⁴⁶⁾違反で大陪審起訴された。

具体的な告発事実は要旨次のとおりである。すなわち、*Ratzlaf*はカジノでの「負け」を支払うため、現金160,000ドルをカジノに持ち込んだところ、カジノの関係者から、10,000ドル以上の現金の取引については銀行等にその事実につき州及び連邦当局に報告する義務があり、10,000ドル未満の小切手で支払ってくれるなら、この報告はしないで済むと告げられた。そこで*Ratzlaf*は同カジノの助力を得て複数の銀行を回り、額面10,000ドル未満の小切手を組み、これで右負けの支払いをしたというものである。

この事実に対し、公判裁判官は、政府は、①被告人には、10,000ドル以上の現金の取引につき銀行等に政府へのCTR義務があることの認識があったこと、及び②被告人がこのCTR義務を免れさせようとしたことの双方を証明しなければならないが、被告人に structuring 行為が違法であるとの認識があったことについては証明を要しないと陪審説示をした。*Ratzlaf*は有罪とされ罰金、及び収監刑の言い渡しを受けた。

上訴審で*Ratzlaf*は、structuring 行為が犯罪となるのは被告人が structuring 行為を禁じる法律に willfully に違反する場合に限られ、willfully に違反しているというためには被告人に structuring 行為が違法であることの認識があったことを政府が証明しなければならない、と主張した。

第九巡回連邦控訴裁判所は同法の公判裁判所の解釈を支持し、*Ratzlaf*の有罪を確認した⁴⁷⁾。連邦控訴裁判所の間で31 U.S.C. §5322の willfulness 要件の解釈が分かれていたため *Ratzlaf*側の事件移送令状の申請が認容された⁴⁸⁾。

2. 合衆国最高裁判所の法廷意見⁴⁹⁾

合衆国最高裁判所は要旨次のような理由を付して第九巡回連邦控訴裁判所の判断を破棄し、差し戻した⁵⁰⁾。

(1) 合衆国連邦議会は犯罪関与者による金融機関の不正使用の増加に対応すべく、金融機関に各種の金融取引につき種々の報告義務を課す旨の法律を制定し、31 U.S.C. § 5322 (a) に罰則規定を置いた。ところが、同条の犯罪成立要件には各禁止行為に willfully に違反することが含まれていた。

(2) Ratzlafは自己の現金の取引を法定の限度額未満に structuringした事実を認め、且つこの現金の取引に関する金融機関のCTR義務を免れさせる目的があったことを認めている。公判裁判官は31 U.S.C. § 5322 (a) の willfully を単なる修辭語として処理し特別な意味を認めなかった。

ところで、合衆国最高裁判所は willful という語につき、その分脈に照らし種々の意味を認めてきているところ⁵¹⁾、本件 willfulness に付き複数の控訴裁判所⁵²⁾がこれを①CTR義務の認識、及び②犯罪を犯すという具体的故意、すなわち、「法律に違反する目的」の双方を含むと解釈してきていることは重要である。とくに、外国金融機関との間で行う通貨取引に関する記録の保存及び報告義務を定めた§5314につき *United States v. Sturman*⁵³⁾では§5314が定める報告義務のwillful violationがあったとするためには、法律上の義務に任意且つ意図的に違反したことの証明が必要であるとされ、また外国への送金及び外国からの通貨の受け取りに関し10,000ドル以上の取引に申告を義務づける §5316につき *United States v. Warren*⁵⁴⁾も同様に、通貨取引に伴う報告義務の存在の認識のほか、法律上の義務に任意且つ意図的に違反したことの証明が必要であると、更に *United States v. Granda*⁵⁵⁾は§5316違反罪の成立には被告人が自己の行為が法律に違反しているとの事実の認識は要件とはならない旨の政府の主張を退けている⁵⁶⁾。

一個の条文の複数の箇所に現われる一個の文言は同じに解釈されるのが一般的である。だが、政府は§5324違反行為はそれ自体で willfulness を示すに十分な不正な行為を行う意図を示していると主張する。すなわち、確かに、ある種の刑罰法規は行為の違法性の認識の証明を犯罪成立要件としていると解されてきているが、これは行為者に不正目的があることを示すものと解されてきており、§5324違反罪では、§5313 (a) が定める報告義務を免れさせる目的が示されれば同法が要件とする不正目的の証明は尽くされたものとみてよい、と主張する。

しかし、structuring行為は常に悪質な行為であるとはいえない。例えば、小規模企業経営者が§5313 (a) が定める報告ができることを認識しながらもIRSの査察を受ける危険を小さくするため、一度に10,000ドル以上の現金を銀行に持ち込む代わりに9,500ドルづつ二度に分けて銀行に持ち込むというとき、政府の理解によればこの行為は政府から§5313 (a) が意図した情報獲得の機会を奪うことになり違法な structuring 行為として犯罪となることになる。

すでに合衆国最高裁判所は20ドル以上の小切手を振り出す際には2セントの税を課す旨を定めた1862年の印紙税法で、20ドルの支払いにつき10ドルの小切手2枚を振り出すことで税を免れた行為は違法な行為に当たらないと判示している⁵⁷⁾。

以上の例に照らしても、structuring行為それ自体不正な行為であるから被告人がstructuring行為の違法性を認識していたか否かに関係なくwillfulnessの要件は証明されるという政府の主張には納得できない。

連邦議会は§5324に willfully に違反した者のみを罰すると定め、同条違反罪の成立要件として、被告人に、①銀行の通貨取引に関する報告義務の存在の認識、及び②この報告を妨げることになる行為をしてはならない自己の義務の認識を挙げている。

ところで、反対意見及び政府は本法の立法経緯に照らせば、行為の違法性の認識は本罪成立の要件とはならないと主張する。だが、立法経緯にこれを示すものはない。法律文言が明確である以上、立法経緯に解釈根拠を求める必要はない。

さらに、よしんば§5322(a)の willfulness 要件が曖昧であるため§5324に適用されるべきではないというときは、rule of lenityの原則にしたがい被告人に有利に解釈すればよい⁵⁸⁾。

合衆国最高裁判所は法律の不知は許さずとの重要な原理を軽視するつもりはない。だが、具体的分脈の中で議会は別の意図を示すことができるとみてよい。このときは、議会のこの意図を維持すべきである。本法§5322(a)はこれに当たる。したがって、本法§5322(a)違反で Ratzlafを有罪とするには、本件 structuring 行為の違法性を Ratzlaf が認識していたことが陪審により認定されなければならない。この認定につき、陪審説示を欠いた手続きを是認した第九巡回連邦控訴裁判所の判断は破棄を免れない。

3. 反対意見⁵⁹⁾

(1) まず、事実関係について、法廷意見の前提事実については概ね同意できるが、二、三異なる点がある。それは、本件 structuring 行為を積極的にすすめたのは Ratzlaf の方であること、すなわち、カジノの関係者に、文書による報告をしてほしくない旨を Ratzlaf が告げていたということ。また、Ratzlafはみずから、あるいは、他人を使って額面10,000ドル未満の小切手交換を数回行っていたということである。そうして、Ratzlafには10,000ドル以上の通貨取引につき金融機関に關係機関へのCTR義務があること、及びそのCTR義務を免れさせるために structuring 行為をしたことを各々認識していたことを陪審は政府が合理的疑いを容れない程度に証明したと認定している。それにも拘らず、法廷意見はこの証明では Ratzlaf の有罪を支えるのに充分ではなく、structuring行為が違法であることの認識が被告人にあったことの証明が必要であるという。だが、この理解は条文上の根拠がないばかりでなく、刑罰法令の解釈原理にも反し、また立法者の意思とも相容れない。

(2) 法律の不知は抗弁とならないという一般原則はアメリカ法制度に深く根ざしたものであり、したがって、willfullyという文言も、行為の認識を示すものであり、行為の違法性に関するものではない⁶⁰⁾。

§5322(a)で処罰の対象となる禁止行為は本件で問題となった§5324の他にも複数ある。だが、それらに共通するのは「CTR義務を免れさせること」という要件である。したがって、structuring行為が犯罪となるには、行為者が、①銀行等の金融機関にこのCTR義務があるということを認識し、②この報告義務を免れさせる目的で通貨取引を規制限度額未満に分割(structuring)したことを認識していることを要する。だが、多数意見はこれにさ

らに structuring 行為が違法であることの認識を加える。しかし、この要件は法律の文言から離れるばかりでなく、合衆国最高裁判所による法律解釈の先例に反し、また willfulness の先例の解釈にも反する。

法廷意見は第九巡回連邦控訴裁判所及びその他 9 の連邦控訴裁判所⁶¹⁾は willfulness を余計な要件だと解釈していると論じている。だが、§5322 (a) が処罰の対象としている具体的禁止行為を定める各規定には willfulness という要件はなく、したがって、§5322 (a) にある willfully という文言が不必要な要件をおいているとみることはできない。さらに、§5322 (a) が刑事責任に willfulness を要件としているからといって基本犯罪が willfulness に至らない行為までも含んでしまっている等ということまで意味するものでもない。

法廷意見はまた、§5322 (a) の willfulness 要件は複数の連邦控訴裁判所により、法律に違反することの認識をも要すと解釈されてきていると主張する。しかし、たしかに多数意見が引用する事例では CTR 義務の認識の他に罪を犯す具体的故意を要するとされた。だが、この具体的故意を要するという事は違法性の認識という観念を導入するという趣旨ではない。むしろ、この具体的故意とはいわゆる「目的」に相当するものであり、したがって、合衆国議会は CTR 義務を免れさせる目的で行う structuring 行為を禁じる法律を制定したのである。したがって、willfully という文言によって求められる認識レベルは CTR 義務それ自体の存在の認識で足りると解すべきである。

法廷意見は structuring 行為は必ずしも邪な行為であるとは限らないので、willfully 要件に意味を持たせた解釈が必要だという。だが、本件にはこの理屈はあてはまらない。10,000ドルという限度額未満に通貨取引を分割する structuring 行為をして銀行の CTR 義務を免れさせるという本件行為は無辜の行為だとはおよそいえない。また、さらにこの structuring 行為をする者がこの行為が法律の規制を受ける行為だとは思わなかったなどとまともに主張するとも思えない。少なくとも、合衆国連邦議会は purposeful structuring が無辜の行為であるとはみていない。

租税刑法の解釈に当たり、合衆国最高裁判所は willfully という文言を「既知の法律上の義務に任意且つ意図的に違反すること」を要件とする趣旨であると解して来ている⁶²⁾。しかし、税法上の原則は刑法の一般原則の適用除外領域であり、適用除外とする理由は、租税法体系が複雑であるからであった。したがって、法体系がおよそ複雑とはいえない本件では、この適用除外を認めることはできない。

(3) 本法制定以前、政府は CTR 義務の不正免脱に 18 U.S.C. §1001 及び 2 (b) を適用して対応し、連邦控訴裁判所の中には意図的な structuring 行為がなければ金融機関による報告がされた筈だと思われるものに、同法を適用したものがあつた⁶³⁾。18 U.S.C. §1001 の内容は、「事実を認識し」且つ willfully にその事実に関して、①不正の行為により、②虚偽の申告を為し、若しくは申告すべき事実を申告せず、又は隠ぺいする行為を為した者を処罰の対象とし、また同法 2 (b) は連邦法上犯罪となる行為を willfully に犯させた者に適用があるとされ、*United States v. Tobon-Builes*⁶⁴⁾では、被告人の willfulness が証明されるには被告人に通貨取引に関する CTR 義務それ自体の認識があり、且つ金融機関にこの CTR 義務を免れさせる目的で自己の通貨取引を 10,000ドル未満の取引に分割 (structuring) する行為をすれば足りるとされた。だが、連邦控訴裁判所の中には 18 U.S.C. §1001

及び2 (b) に当たる structuring 行為について、同法は structuring 行為をしてはならない義務を課してはいないとか、刑事責任を問うのは限定的な場合にに限られるとして刑事責任を問わないと結論するものもあった⁶⁵⁾。

そこで、連邦議会はこの抜け穴を埋めるために structuring 行為防止規定を置き、右 structuring 行為の可罰性について積極判断を示した *United States v. Tobon-Builes*⁶⁶⁾ の判示内容を法律に入れ、金融機関に義務付けられたCTRをさせないこととなるような行為をし、若しくはしようとした者、又は金融機関に過少報告をさせることになる行為をした者に刑事責任を問うこととし、さらに、CTR義務を免れさせる為に行う structuring 行為を新たに可罰的行為とした。このとき示された議会の意図は、*Tobon-Builes* の判示内容を法典化することであった。だが、*Tobon-Builes* で判示された willfulness の中身はCTR義務の存在の認識とそのCTR義務を免れることの認識であり、行為の違法性の認識までも structuring 行為の要件となるなどとは *Tobon-Builes* では判示されていない。上院報告書によれば可罰的な structuring 行為には金融機関に義務付けられたCTRをさせないという具体的故意が要件となり、それ以外の目的とする structuring 行為は可罰的ではないとされた⁶⁷⁾。だが、ここでいう「具体的故意」は行為の違法性の認識を要件とする趣旨ではない。

さて、連邦議会は本法類似の体裁で1992年にマネーロンダリング防止法を制定した⁶⁸⁾。同法にいう「CTR義務を免れさせる目的」について、同法制定当時すべての連邦控訴裁判所はこの文言を「銀行に課されたCTR義務」それ自体についての認識だと解し、 structuring 行為の違法性の認識だとは解してはいなかった⁶⁹⁾。このことも本法の willfulness に関する下級審の解釈の支えとなる。

1992年改正が示唆しているのは§5324の主観的要件の統一的解釈を残すのが合衆国議会の意図であるということである。§5324には二つの類似規定がある。法廷意見の解釈にしたがうなら、新規定に関する議会の意図を無視するか、同一条文内の同一文言を別の意味に解釈するしかない。

(4) 最後に、通貨取引に関するCTR義務の1970年の立法化の狙いは、巨額の通貨取引を確認することで犯罪行為をあぶり出すことにあった。そのため、容易にCTR義務を回避できた連邦法の抜け穴を埋めることが意図された。だが、§5324の多数意見の解釈によれば、行為の違法性の認識を証明しなければならず、これは structuring 行為の訴追を困難にするか、不可能にするもので実務上重大な影響を及ぼすことになる。

Ratzlafは structuring 行為でみずから積極的に限度額未満の小切手を作成したのであり、§5324の定める不正な structuring 行為に当たることは明かである。法廷意見の解釈は条文の文言に反し、議会の意図に反するばかりでなく、違法性の認識は犯罪行為の要件ではないとの刑事法の基本原理に反するものである。

V Ratzlafの分析

1. 租税遁脱罪の成立要件に willfulness がある⁷⁰⁾。この willfulness 要件の解釈に関する合衆国最高裁判所のリーディングケースが *Cheek v. United States*⁷¹⁾ であった。

Ratzlaf の法を認識する一つの視点はこの *Cheek* との関係を如何に理解すべきかという

点にある。法実現の観点からいえば、*Cheek*の判示内容は租税通脱罪ではない本件にも及ぶかという点が問われなければならない。

法廷意見の結論は、willfulnessの解釈に関する限りで、*Cheek*の法は *Ratzlaf* に及ぶというものであると見てよい。だが、大枠ではそうであるが、その理由付けにおいては異なる部分がある。基礎となる事実関係が違うだけに慎重な分析が必要である。

まず、*Ratzlaf*での法廷意見の論理と反対意見のそれとの比較分析を行ってみよう。

一定額以上の通貨取引につき、金融機関のCTR義務を免れさせるため、10,000ドルという基準額未満に取引通貨の額を分割する structuring 行為が可罰的となるには、行為者に、①この金融機関にCTR義務があることの認識、及び②この義務を免れさせる目的で structuring 行為をしていることの認識の二つの認識があるだけでは十分でなく、さらに、③この structuring 行為が違法であるとの認識がなければならないというのが法廷意見の立場である。

これに対して、*Cheek*では租税法体系が複雑であるという特殊事情があったために、willfulness要件が行為の違法性の認識を意味するものと解釈されたのであり、したがって、租税法違反とは直接関係しない本件には *Cheek*の判示内容は及ばず、したがって、「法の不知は許さず」との法原則に戻って処理されるべきであるとするのが反対意見の立場である。

法廷意見の理由付けの基礎には可罰的行為と不可罰的行為とを明確に限界付けることが必要であるという哲学がある⁷²⁾。

これに対して、反対意見の理由付けの基礎には structuring 行為が無辜の行為であるなどとはおよそ考えられないから、マネーロンダリングを容易にさせる結果となる超過的主観的要素を認めることはできないという哲学がある⁷³⁾。

もとより、裁判所による法解釈は議会の法制定意図を前提とした具体的法の実現にその狙いがある。したがって、裁判所による法形成は議会の法制定意図を害すことはできない。だが、法制定過程で考慮に入れられなかった価値、あるいは法定時に立法者が予想し得なかった価値について、具体的事実を照らして実現の必要性が合理的理由付けで支えられていれば、議会の立法作用を補うものとして、法形成が認められると解さなければならない。

2. structuring行為を禁じる議会の意図はマネーロンダリングを止めることにある⁷⁴⁾。薬物犯罪等に絡む巨額の不法な収益を得た者は金融機関を悪用してこの不法な収益をきれいな金に変える。そこで合衆国議会は資金の流れを捕捉するため、金融機関に一定額以上の通貨取引につき政府への報告を義務付ける法律を制定した⁷⁵⁾。

したがって、法廷意見は、政府が、*Ratzlaf*に関し、このマネーロンダリング目的での structuringであることを主張していないことを理由に⁷⁶⁾、本件行為ではこのマネーロンダリングの意図の有無は不明であるから、willfulnessの解釈を通して、*Ratzlaf*の行為は§ 5322 (a) の罪を構成しないと結論したとみてよい。

これに対して、反対意見は同法の立法経緯に照らせば willfulnessが行為の違法性の認識を要件としていると読むのは同法の狙いを実現不可能にするもののだとして、willfulness

要件に関する *Cheek* の判示内容は本件に及ばないと結論したとみてよい。法技術上は、*Cheek* は租税通脱罪に限定されるというのが反対意見の要点である。

3. 31 U.S.C. §§5311-5325は合衆国財務省に一定額の通貨取引につき金融機関に報告を求める権限を与えており、§5324は structuring行為を禁じ、§5322は同章の禁止規定に willfullyに違反する行為を罰する旨を定める⁷⁷⁾。政府はこの規定の仕方から§5324は willfulnessの独自の要件をそれ自体に含んでおり、それは§5313が定める金融機関のCTR義務を免れさせるという具体的な不正目的での structuring 行為があれば§5322の willfulness要件は充足されると主張する。したがって、この政府の見解によれば、金融機関のCTR義務の存在を認識し、このCTR義務を免れさせる目的で structuring 行為を行ったことを証明すれば§5324違反罪の証明は尽くされたことになる。だが、この理解は§5322にある willfullyという文言を無視することになるというのが法廷意見の見方である。willfully要件の狙いは本来可罰的でない structuring 行為と可罰的 structuring 行為とを区別する点にあると法廷意見はみる。この見方は正しい。だが、その基礎にある理解は *Cheek* のそれとは異なるとみるべきである⁷⁸⁾。*Cheek* では租税法の体系が複雑であるため自分には納税義務はないと信じて、納めるべき税を納めなかったときは、この納税義務はないと信じたことが good-faith misunderstanding of the lawに起因するのであれば、かりにこの good-faith misunderstanding of the lawが客観的に合理的であるとはいえないときでも、その行為は租税通脱犯として可罰的となることはないとされたのである⁷⁹⁾。もっとも、willfulness要件に具体的故意を読むという解釈では *Cheek* の適用範囲を拡大したとみて間違いはない⁸⁰⁾。

4. *Ratzlaf* の影響は大きい。反対意見は willfulness 要件の法廷意見の解釈にしたがえば、structuring行為禁止違反の訴追は相当困難か又は不可能になると主張していた⁸¹⁾。これに対して、法廷意見は willfulness要件は行為を示す証拠から推論することが許されるとしている⁸²⁾。だが、*Ratzlaf* が下された同日、合衆国最高裁判所は他に異なる巡回連邦控訴裁判所の5件につき破棄・差戻しの判断を示していた⁸³⁾。また、この日以来複数の控訴裁判所が、structuring行為が法律で禁止されている行為であることを被告人が知っていたことの証明を要するとの内容を欠いた陪審説示は無効であるとして§5324違反罪での有罪を破棄している⁸⁴⁾。明らかに *Ratzlaf* は§5324の structuring禁止規定での訴追のあり方を変えてしまったとの見方が示されている⁸⁵⁾。

これとは別に、willfulness要件の *Ratzlaf* の解釈は通貨取引関連事件に限定されるとは *Ratzlaf* の法廷意見からは読み取れないとして、選挙寄附の隠匿に関する18 U.S.C. §1001及び2 (b) 違反事件での訴追で第三巡回連邦控訴裁判所は選挙寄附のCTR義務違反罪で被告人を有罪とする為には、政府は、①被告人が選挙運動出納係に法律上選挙寄附の額を正確に合衆国連邦選挙管理委員会 (Federal Election Commission) に報告する義務があることを認識し、②被告人の指示により不正確な額が報告されることになることを認識していたことのほかに、③自己の行為が違法であることを認識していたことを証明しなければならぬとした、との報告がある⁸⁶⁾。

5. *Cheek*には租税法は複雑だとの特殊事情があった。だが、*Ratzlaf*にはこの事情はない。連邦控訴裁判所レベルでは、すでに、willfulness要件の*Ratzlaf*の解釈は structuring 行為に限定されないとの見方がある⁸⁷⁾。これを、willfulness要件を通して *Cheek - Ratzlaf* 法理として、「本来道徳的に悪」(malum in se)である行為と「禁じられているが故に悪」(malum prohibitum)であるという行為⁸⁸⁾とを明確に区別し行政取締法規の中で具体的に妥当な刑事法運用を狙う合衆国最高裁判所の哲学が合衆国の実務に根付き始めたともてよいのであろうか。*Ratzlaf*の法理は容易に租税法という特殊事情の垣根を越えることになるとの見方がすでに示されている⁸⁹⁾。

VI *Ratzlaf*の意義

合衆国議会がこの *Ratzlaf* 判決で形成された法を変更するため、訴追側の証明責任の軽減を狙って法律改正を行ったことはすでに述べた。

この改正が正しい選択であるとする立場がある⁹⁰⁾。合衆国最高裁判所の判断は、第一に、銀行等のCTR義務を免れさせるために行う structuring が無辜の行為であるとの理解、第二に、租税遁脱事件との比較を前提とした点、第三に、法律文言が曖昧であるときには立法経緯にその解釈根拠を求めるという解釈原理を無視した点にそれぞれ誤りがあるという認識がこの立場の前提にある⁹¹⁾。しかし、他方、この改正には、個人の自由の侵害への懸念と法執行機関の薬物犯罪との戦いという現在の合衆国が抱える重要な問いを新たに裁判の場に持ち出すことになるという見方がある⁹²⁾。

もとより、1994年改正法の狙いはマネーロンダリングと戦うことにある。だが、§ 5324 (c) の Whoever要件が *Ratzlaf* の法廷意見が不安を示した無辜の者の処罰の危険を増加していることには理由がある。旧規定でも willfulness の解釈を、マネーロンダリング対策への影響を考えて行為の違法性の認識までは含むものではないとする解釈が連邦控訴裁判所の間では有力であった。*Ratzlaf* の法廷意見はこのような法状況下で、法律解釈の整合性と基本的公正さという二つの観点から willfulness に意味を持たせた微妙な判断を下していたのである⁹³⁾。

Ratzlaf の問は *Cheek* の問とはその基本的部分で異なる。*Cheek* では法律が複雑であるということが決定的要因となった。だが、*Ratzlaf* にこの事実はない。だが、これとは別に、無辜の者は罰してはならないという哲学は両事件に共通する問であった。

この問を、法律の不知は抗弁とならずという原則の問として扱うべきか、それとも willfulness を超過的主観的要素の問として捉えるべきかという問題設定が必要であろう。そうして、基本的公正さとマネーロンダリングとの対決とのバランスを考えるときには、Whoever要件を法律に入れても、基本的な法状況は変わらないのではないだろうか。

だが、斯かる議論の場、すなわち、所得秘匿行為を一定の条件の下で可罰的とする法律は必要である。この意味で、*Ratzlaf* 法それ自体、及びこれに呼応した合衆国議会の新立法にある意義は大きい。

VII

合衆国最高裁判所が本件で、証明の困難さをいう反対意見に答えて、違法性の認識は structuring 罪の主観的要件ではあるが行為の客観的事実からこの行為者の違法性の認識を推論することができる」と判示していることはすでに述べた。だが、structuring 行為はわが国でも例がないわけではない。一定額以上の資金の流れにつき国の関係機関に報告を義務付ける法律がわが国にもある⁹⁴⁾。このCTR義務を免れるため、出入り資金を「分割」する行為は不正な利益の隠匿を容易にする。この行為は次に租税連脱行為、贈賄行為、新たな犯罪活動に対する投資、犯罪の組織化等を生む。

今、資金の流れは犯罪者側にとっては知られては困る事実⁹⁵⁾、訴追側にとっては重要な捜査の端緒となる事実として⁹⁶⁾、それぞれ重大な関心事となっている。

他方、罰すべき行為と罰すべからざる行為とを厳格に分けるべきだとの視点は、罰すべき行為は厳格に罰すべきだとの基本的狙いの上にある。違法性の認識は structuring 罪の主観的要件であるとの部分のみを強調すると不正な収益の捕捉を相当困難にする。わが国においてもこの領域での法整備が急務であろう。

さて、合衆国最高裁判所は、*Ratzlaf* から約二か月後の1994年3月23日、連邦火器規制法 (The National Firearms Act (NFA))⁹⁷⁾違反事件である *Staples v. United States* で、自己の所有する銃器がNFAで登録が義務付けられている銃器であることの認識が無かった旨の抗弁を認める判断を示した⁹⁸⁾。

Ratzlaf と *Staples* との比較検討を含め、The Money Laundering Suppression Act of 1994の合憲性等⁹⁹⁾残された問題については今後の検討課題としたい。

注

* 本稿は中央大学総合政策学部長渥美東洋教授が主宰する米国刑事法研究会（日本比較法研究所・中央大学）で筆者が報告した合衆国最高裁判所の判例をもとに、同研究会での議論を参考に執筆したものである。

- 1) The Money Laundering Control Act of 1986, Pub. L. No. 99-570, § 1351-1367, 100 Stat. 3207-22 (codified as amended at 31 U. S. C. § 5324 (1988 & Supp. IV 1992)). 関係法令の立法経緯については、Lindsey H. Simon, *The Supreme Court's Interpretation of The Word "Willful": Ignorance of The Law As An Excuse To Prosecutions For Structuring Currency Transactions*, 85 J. Crim. L. & Criminology 1161 (1995), 1162ff. に詳細がある。
- 2) The Money Laundering Suppression Act of 1994は、The Riegle Community Development and Regulatory Improvement Act of 1994, P. L. No. 103-325の一部として1994年9月23日に制定された。See Kathryn Keneally, *Congress Loosens Supreme Court's Interpretation of 'Specific Intent'*, 82 JTAX 110 (February 1995), at 111 note 1.
- 3) *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (U. S. January 11, 1994).
- 4) See *supra* note 2, Kathryn Keneally, 82 JTAX 110, at 110. 合衆国議会は § 5324に "whoever violates" という文言を付け加えることで willfulness 要件に関する *Ratzlaf* 基準を拒否する意思を示した。Pub. L. No. 103-325, 108 Stat. 2160, 2253, 31 U. S. C. § 5324

(1994) : (c) Criminal penalty. — (1) In general. — Whoever violates this section shall be fined in accordance with title 18, United States Code, imprisoned for not more than 5 years, or both. (2) Enhanced penalty for aggravated cases. — Whoever violates this section while violating another law of the United States or as part of a pattern of any illegal activity involving more than \$100,000 in a 12-month period shall be fined twice the amount provided in subsection (b) (3) or (c) (3) (as the case may be) of section 3571 of title 18, United States Code, imprisoned for not more than 10 years, or both. この改正では、併せて§5322の規定中の適用除外対象条文として§5324が加えられ、且つ§5324の法定刑が引き上げられたのと併せて他のCTR義務違反罪の法定刑も大幅に引き上げられた (§5322 (a) A person willfully violating this subchapter or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 or 5324 of this title or a regulation prescribed under section 5315 or 5324) shall be fined not more than \$250,000 (改正前は\$1,000. 筆者注以下同), imprisoned for not more than five years (改正前は1年), or both.

(b) A person willfully violating this subchapter or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 or 5324 of this title or a regulation prescribed under section 5315 or 5324), while violating another law of the United States or as part of a pattern of illegal activity involving transactions of more than \$100,000 in a 12-month period, shall be fined not more than \$500,000, imprisoned for not more than 10 years (改正前は5年), or both.) .

- 5) *Ratzlaf* 62 U. S. L. W. 4037, at 4041.
- 6) *Id.* at 4040.
- 7) See *supra* note 2, Kathryn Keneally, 82 JTAX 110, at 110 ff.
- 8) 本件の紹介・解説として、Kathryn Keneally, *Supreme Court Raises 'Specific Intent' Threshold for Some Criminal Violations*, 81 JTAX 44 (July 1994) ; also *Ignorance of the Law as an Excuse Expanded by Supreme Court*, 78 JTAX 130 (March 1994) ; Rachael Simonoff, *Ratzlaf v. United States : The Meaning of "willful" and the Demands of Due Process*, 28 Colum. J. L. & Soc. Probs. 397 (Spring 1995) ; C. Dustin Tillman, *Ratzlaf v. United States : The Mens Rea Required in Antistructuring Violations*, 19 N. C. J. Int'L L. & Com. Reg. 609 (1994) ; Steve Brantley, *Ratzlaf v. United States : Sometimes Ignorance of the Law is an Excuse*, 45 Mercer L. Rev. 1465 (1994) ; Stephen W. Litke, *Ratzlaf v. United States : Prosecuting Money Launderers Gets Tougher*, 30 Tulsa L. J. 447 (1994) ; John V. Ivsan, Comment, *Informational Liability and International Law : A Post-Ratzlaf Comparative Analysis of the Effect of Treasury Reporting Requirements on International Funds Transfers*, 21 Ohio N. V. L. Rev. 263 (1994) 等がある。
- 9) The Currency and Foreign Transactions Reporting Act (The Bank Secrecy Act of 1970), Pub. L. 91-508, Tit. II, 84 Stat. 1118 (codified at 31 U. S. C. § 5311-5325 (1988 & Supp. 1994)).
- 10) See *supra* C. Dustin Tillman, *Ratzlaf v. United States : The Mens Rea Required in Antistructuring Violations*, 19 N. C. J. Int'L L. & Com. Reg. 609 (1994) at 614 footnote 38 (quoting H. R. Rep. No. 975, 91st Cong., 2d Sess. 1970, reprinted in 1970 U. S. C. C. A. N. 4394, 4396 (犯罪者は現金で取引を行う。したがって、諸般の事情を総合判断して巨額の金員の入金及び払い戻しが銀行口座を通して行われた場合、これは犯罪捜査の有力な端緒を提供するものとなる。)) .
- 11) See 31 U. S. C. § 5322 (Oct. 26, 1970, Pub. L. 91-508) (Pub. L. 97-258, Sept. 13,

1982, 96 Stat. 1000) (a) A person willfully violating this subchapter or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 of this title or a regulation prescribed under section 5315) shall be fined not more than \$1,000, imprisoned for not more than one year, or both.

(b) A person willfully violating this subchapter or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 of this title or a regulation prescribed under section 5315), while violating another law of the United States or as part of a pattern of illegal activity involving transactions of more than \$100,000 in a 12-month period, shall be fined not more than \$500,000, imprisoned for not more than 5 years, or both.

(c) (omitted by the author).

- 12) *Id.*
- 13) 制定時の§5324は現行法の§5324(a)に相当し、その後、1992年、Annunzio-Wylie Anti-Money Laundering Act, Pub. L. 102-550, Tit. XV, §1525(a), 106 Stat. 4064(codified at 31 U. S. C. §5324 (1988 & Supp. IV 1992)) で (b) が付け加えられた。See *supra* C. Dustin Tillmann, *Ratzlaf v. United States: The Mens Rea Required in Antistructuring Violations*, 19 N. C. J. Int'L L. & Com. Reg. 609 (1994) at 614 footnote 43.
- 14) See §5322(a) A person willfully violating this subchapter[31 U. S. C. §5311 et seq.] or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 of this title or a regulation prescribed under section 5315) shall be fined not more than \$250,000, or imprisoned for not more than five years, or both.
- 15) Rachael Simonoff, *supra*, at 400.
- 16) *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (U. S. January 11, 1994)
- 17) 尤も、*Ratzlaf*の法は、マネーロンダリング規制に桎梏を加えるものであるとの見方がある一方で(See the dissenting opinion), 確かに、structuring罪での訴追・立証には困難が伴うが、マネーロンダリング規制には大きな困難は生じないであろうとの見方も示されている (See Thomas M. DiBiagio, *Proof of a Defendant's Knowledge that His Conduct is a Crime and the Federal Monetary Transaction Reporting Requirement after Ratzlaf*, 99 Dick. L. Rev. 393, 416ff.).
- 18) Rachael Simonoff, *supra* at 400.
- 19) Thomas M. DiBiagio, *supra* at 410 (citing *United States v. Fowler*, 932 F. 2d 306, 316-17 (4th Cir. 1991)); See also *United States v. Scanio* 900 F. 2d 485 (2d Cir. 1990).
- 20) *United States v. Aversa*, 984 F. 2d 493 (1st Cir. 1993) (en banc).
- 21) *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (U. S. January 11, 1994), at 4043 (To establish that a defendant "willfully violat[ed]" the antistructuring law, the Government must prove that the defendant acted with knowledge that his conduct was unlawful.).
- 22) *United States v. Baydown*, 984 F. 2d 175, 180(6th Cir. 1993) ; *United States v. Jackson*, 983 F. 2d 757, 767 (7th Cir. 1993) ; *United States v. Shirk*, 981 F. 2d 1382, 1389-92 (3d Cir. 1992) ; *United States v. Rogers*, 962 F. 2d 342, 343-45 (4th Cir. 1992); *United States v. Beaumont*, 972 F. 2d 91, 93-95 (5th Cir. 1992); *United States v. Gibbons*, 968 F. 2d 639, 643-45 (8th Cir. 1992) ; *United States v. Brown*, 954 F. 2d 1563, 1567-69 (11th Cir.), cert. denied, 113 S. Ct. 284 (1992) ; *United States v. Dashney*, 937 F. 2d 532, 537-40 (10th Cir.), cert. denied, 502 U. S. 951 (1991) ; *United States v. Scanio*, 900 F. 2d 485, 489-92 (2d Cir. 1990), appeal

- dismissed, 37 F. 3d 858 (2d Cir. 1994). Also see Simonoff, *supra* at 400, footnote 18 ; DiBiagio, *supra* at 401f., footnote 54.
- 23) 例えば, 前掲 *United States v. Scanio*, 900 F. 2d at 489では *Lambert v. California*, 355 U. S. 225 (1957) に基づき, purposeful and intentional action には法の不知は抗弁とならずの法原則が確立していると判示された。
- 24) *United States v. Aversa*, 984 F. 2d 493 (1st Cir. 1993) (en banc).
- 25) *United States v. Donovan*, 984 F. 2d 493, at 494.
- 26) *Id.* at 494.
- 27) *Id.*
- 28) *United States v. Mento*, 984 F. 2d 493, at 495. が共犯者として併合審理された。
- 29) *Id.*
- 30) *Id.* at 495.
- 31) *Id.*
- 32) *Id.* 496.
- 33) *Id.* 501
- 34) *Id.* 497.
- 35) *Id.*
- 36) *Id.* at 497-498.
- 37) *Id.*
- 38) *Id.*
- 39) *Id.* at 501.
- 40) *Cheek v. United States*, 498 U. S. 192, 112 L. Ed. 2d 617, 111 S Ct 604 (1991). cf. “good faith disagreement with the law” は故意を否定しない (*United States v. Kraeger*, 711 F. 2d. 6 (CA2 1983); *United States v. Gleason*, 726 F. 2d. 385 (CA8 1984)).
- 41) *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (U. S. January 11, 1994), at 4073f.
- 42) Ratzlafの妻及び Ratzlaf 等を関係金融機関へ連れていったカジノのスタッフも本罪の共犯として起訴された, *Id.* at 4038, footnote 2.
- 43) 10,000ドル以上の現金の取引を10,000ドル未満の額の取引に分割する行為。
- 44) 31 U. S. C. §5322(a) “A person willfully violating this subchapter [31 U. S. C. § 5311 et seq.] or a regulation prescribed under this subchapter (except section 5315 of this title or a regulation prescribed under section 5315) shall be fined not more than \$250,000, or imprisoned for not more than five years, or both.”
- 45) 31 U. S. C. §5324 “No person shall for the purpose of evading the reporting requirements of section 5313 (a) with respect to such transaction –
“(3) structure or assist in structuring, or attempt to structure or assist in structuring, any transaction with one or more domestic financial institutions.” See also 31 U. S. C. §5313 (“When domestic financial institution is involved in a transaction for the payment, receipt, or transfer of United States coins or currency (or other monetary instruments the Secretary of Treasury prescribes), in an amount, denomination, or amount and denomination, or under circumstances the Secretary prescribes by regulation, the institution and any other participant in the transaction the Secretary may prescribe shall file a report on the transaction at the time and in the way the Secretary prescribes. . . .”).
- 46) 本条が1994年に Ratzlaf判決が下されたのち, The Money Laundering Suppression Act of 1994で改正されたことはすでに述べた。

- 47) *United States v. Ratzlaf*, 976 F. 2d 1280 (1992)
- 48) 62 U.S.L.W. 3017 (1993)
- 49) Justice Ruth Bader Ginsburg, delivered the opinion of the Court, in which John Paul Stevens, Antonin Scalia, Anthony M. Kennedy, and David H. Souter, joined.
- 50) *Id.* at 4037f.
- 51) *Spiea v. United States*, 317 U. S. 492, at 497.
- 52) 例えば, *United States v. Bank of New England, N. A.*, 821 F. 2d 844, 854-859(CA1 1987) (“willful violation”とは法律に従わないという任意且つ意図的な悪しき目的をいう.); *United States v. Eisenstein*, 731 F. 2d 1540, 1543 (CA11 1984) (“willful violation”とはCTR義務の認識の証明と犯罪を犯す具体的故意の双方の証明を求める.).
- 53) 951 F. 2d 1466 (CA6 1991)
- 54) 612 F. 2d 887 (CA5 1980)
- 55) 565 F. 2d 922 (CA5 1978)
- 56) 31 U. S. C. §§5313, 5314, and 5316 の罪を犯す具体的故意は, 被告人が弁護士の助言に依拠するに際し被告人が “good faith” であったことが証明されればこの具体的故意は阻却される. See *United States v. Eisenstein*, 731 F. 2d 1540, 1543 (CA11 1984) quoted in *Ratzlaf*, at 4039 (footnote 10).
- 57) *United States v. Isham*, 17 Wall. 496, 506 (1873)
- 58) *Hughey v. United States*, 495 U. S. 411, 422 (1992)
- 59) Justice Harry Blackmun filed a dissenting opinion, in which Chief Justice William H. Rehnquist, Justices Sandra Day O'Connor and Clarence Thomas joined.
- 60) *American Surety Co. v. Sullivan*, 7 F2d 605, 606(CA2 1925) (L. Hand, J.) 「willfully という文言は義務ある行為者が自己の行為を認識しているということ以上の内容を示すものではない・・・」.
- 61) See *United States v. Scanio*, 900 F. 2d 485, 489-492 (CA2 1990); *United States v. Shirk*, 981 F. 2d 1382, 1389-1392 (CA3 1992); *United States v. Rogers*, 962 F. 2d 342, 343-345 (CA4 1992); *United States v. Beaumont*, 972 F. 2d 91, 93-95 (CA5 1992); *United States v. Baydown*, 984 F. 2d 175, 180 (CA6 1993); *United States v. Jackson*, 983 F. 2d 757, 767 (CA7 1993); *United States v. Gibbons*, 968 F. 2d 639, 643-645 (CA8 1992); *United States v. Dashney*, 937 F. 2d 532, 537-540 (CA10), cert. denied, —U. S. — (1991); *United States v. Brown*, 954 F. 2d 1563, 1567-1569 (CA11), cert. denied, —U. S. — (1992). なお, 唯一第一巡回控訴裁判所は willfulness要件に意味を持たせているが, 同裁判所も不注意で法律上の義務を認識しなかったとき (“reckless disregard” of one’s legal duty), structuring行為で有罪とできるとするにとどまるとする (See *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037, 4042 (1994) (footnote 3)).
- 62) *Cheek v. United States*, 498 U. S. 192, at 200.
- 63) See e. g., *United States v. Tobon-Builes*, 706 F. 2d 1092, 1096-1101 (CA11 1983); *United States v. Heyman*, 794 F. 2d 788, 790-793 (CA2), cert. denied, 479 U. S. 989 (1986)
- 64) 706 F. 2d 1092, 1096-1101 (CA11 1983)
- 65) See e. g., *United States v. Varbel*, 780 F. 2d 758, 760-763 (CA9 1986); *United States v. Denemark*, 779 F. 2d 1559, 1561-1564 (CA11 1986); *United States v. Anzalone*, 766 F. 2d 676, 679-683 (CA1 1985)
- 66) 706 F. 2d 1092 (CA11 1983)
- 67) S. Rep. No. 99-433, p. 21.

- 68) Annunzio-Wylie Anti-Money Laundering Act, Pub. L. 102-550, Tit. XV, §1525 (a), 106 Stat. 4064 (codified at 31 U. S. C. §5324 (1988 & Supp. IV 1992)).
- 69) 第9巡回連邦控訴裁判所は *United States v. Hoyland*, 903 F. 2d 1288 (9th Cir. 1990) に依拠して本件有罪を確認したのである。
- 70) cf. 26 U. S. C. §7206 [“Fraud and false statements.”] “Any person who - “(1) Declaration under penalties of perjury. “Willfully makes and subscribes any return, statement, or other document, which contains or is verified by a written declaration that it is made under the penalties of perjury, and which he does not believe to be true and correct as to every material matter . . . “shall be guilty of a felony and, upon conviction thereof, shall be fined not more than \$5,000, or imprisoned not more than 3 years, or both together with the costs of prosecution.”
- 26 U. S. C. §7207 [Fraudulent returns, statements or other documents.] “Any person who willfully delivers or discloses to the Secretary or his delegate any list, return, account, statement, or other document, known by him to be fraudulent or to be false as to any material matter, shall be fined not more than \$1,000, or imprisoned not more than 1 year, or both. ”
- 71) 498 U. S. 192, 112 L. Ed. 2d 617, 111 S Ct 604 (1991).
- 72) *Ratzlaf*, at 4040.
- 73) *Id.* at 4042.
- 74) See *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037, at 4038 (1994).
- 75) The Money Laundering Control Act of 1986, Pub. L. 99-570, Tit. I, Subtit. H, 1354 (a), 100 Stat. 3207-22.
- 76) See *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037, at 4040 (footnote 11) (1994).
- 77) *supra*.
- 78) See Kathryn Keneally, *Supreme Court Raises ‘Specific Intent’ Threshold for Some Criminal Violations*, 81 JTAX 44, 47 (July 1994) ; also *Ignorance of the Law as an Excuse Expanded by Supreme Court*, 78 JTAX 130 (March 1994).
- 79) *Cheek v. United States*, 498 U. S. 192 (1991).
- 80) See 78JTAX130 (March 1994), 81JTAX44 (July 1994).
- 81) See *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037 (1994), at 4044-5 (quoting *Welling, Smurfs, Money Laundering, and the Federal Criminal Law : The Crime of Structuring Transactions*, 41 Fla. L. Rev. 287, 320 (1989))
- 82) See *Ratzlaf v. United States*, 62 U. S. L. W. 4037, at 4041 (footnote 19) (1994).
- 83) See 81JTAX44 (July 1994), at 47 (footnote 14).
- 84) See 81JTAX44 (July 1994), at 47.
- 85) *Id.*
- 86) *Id.*
- 87) *Id.*
- 88) この点につき、渥美東洋・法の原理 I・二〇頁以下参照。See also Douglas N. Husak, *Philosophy of Criminal Law*, p.21, 137, 202 (1987) ; Joel Feinberg, *Harmless Wrongdoing*, p.22 (1988) ; J. Haal, *General Principles of Criminal Law Second Edition*, p.337-342(1960). mala in se と mala prohibita の区分は古い。すでに、国王の恩赦権限 (dispensing power) に関する1496年の事件で、国王は mala prohibita に関しては恩赦権限を行使できるが、mala in se については恩赦権限を行使できないとされた (See 6 W. Holdsworth, *History of English Law* 218-219 (1927) ; LaFave & Scott, *Substantive Criminal Law*, p.45-49 (1986), also LaFave & Scott, *Criminal Law Second Edition*, p.32-35 (1986)).

- 89) 81 JTAX 44 (July 1994), at 48.
- 90) Joshua Glotzer, *Note, Ratzlaf Busts : Money Laundering Suppression Act of 1994 Overrules Ratzlaf v. United States*, 31 Cal. West. L. Rev. 141, at 156ff.
- 91) *Id.* at 157.
- 92) Kathryn Keneally, *Supreme Court Raises 'Specific Intent' Threshold for Some Criminal Violations*, 81 JTAX 44 (July 1994), at 115.
- 93) ちなみに *Ratzlaf* の法廷意見に加わった裁判官の構成には注意を要する。当初, William H. Rehnquist 首席裁判官は法廷意見の執筆に Harry Blackmun 判事を指名した。だが, 多数意見に加わっていた別の一判事が Ruth Bader Ginsburg 判事の反対意見に加わったため, この反対意見が法廷意見となったという経緯がある (DiBiagio, *supra* at 405., footnote 77, citing Linda Greenhouse, *Ignorance of the Law Can Be an Excuse, Court Rules*, N. Y. Times, Jan. 12, 1994, at A17.)
- 94) 例えば, 政治資金規正法一二条は複数の報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務付け, 同法二五条には処罰規定がある。だが, structuring 罪を定める規定は同法にはない。また, 薬物取引から得た巨額の不正な利益を捕捉する目的で合衆国はこのような法運用を進めるが, 他方わが国の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律五条では金融機関に通貨取引に関する届け出義務を課しているが, この届け出義務は「收受した財産が不法収益等である疑いがある場合」等に生じるのであり, 合衆国のような通貨取引の額で一律に処理する仕方を採用してはいない。不正収益の剥奪を確実にするには, 一定額以上の通貨取引について金融機関に報告を義務付ける規制方法の採用が望まれる。
- 95) *See California Being Enriched by Underground and Illegal Money*, N. Y. Times, April 10, 1994, at A17 (全米で推計1,000億ドルの drug cash がマネーローダリングされている.)。
- 96) *See Tim Weiner, Spy's Spending Brought Alarm But No Action*, N. Y. Times, Aug. 2, 1994, at A1 (60万ドルの入手先不明の現金の存在を確認したことからスパイ容疑が浮かび上がった.)。
- 97) 26 U. S. C. §§5801-5872.
- 98) 62 U. S. L. W. 4379 (Decided May 23, 1994).
- 99) Joshua Glotzer, *supra* at 156ff.

[付記] 本小稿は, 平成7年度放送大学特別研究費による研究の一部であり, 本研究は平成6年度放送大学特別研究費による研究の成果 (一部は放送大学研究年報第12号57頁以下に掲載済み) を引き継ぐものである。

(平成7年12月1日受理)